

緑の風 FAX版



NO. 118 2022年3月14日 JR東労組

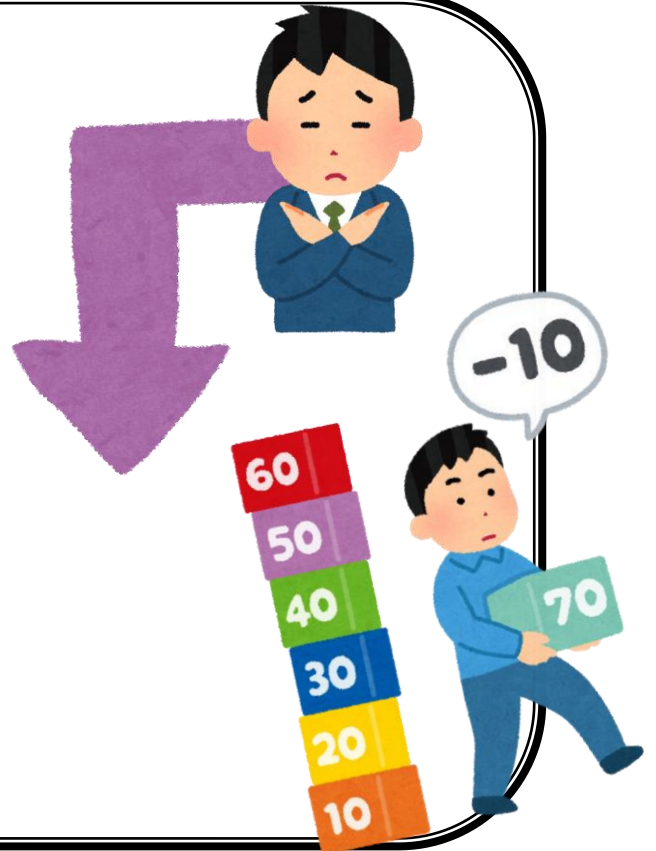
JR 東労組ホームページ

昇給係数4は 当たり前だ!!!

賃金規定第24条より

昇給係数がカットされる要件

1. 欠勤
 - (1) 私傷病欠勤、養育欠勤、介護欠勤及び看護欠勤合計日数
 - ア 41日以上90日まで 所定昇給係数の1/4
 - イ 91日以上 所定昇給係数の2/4
 - (2) 事故欠勤
 - ア 6日以上14日まで 所定昇給係数の1/4
 - イ 15日以上 所定昇給係数の2/4
 - (3) 不参欠勤
 - ア 3日以上4日まで 所定昇給係数の1/4
 - イ 5日以上 所定昇給係数の2/4
2. 懲戒処分
 - 処分1回につき 所定昇給係数の1/4
 - なお、出勤停止については、次を加算する。
 - (1) 10日まで 所定昇給係数の1/4
 - (2) 11日以上 所定昇給係数の2/4
3. 訓告
 - 2回以上 所定昇給係数の1/4
4. 勤務成績が特に良好でない者 所定昇給係数の1/4以上



この1年間の私たちの働きは

罰に値するようなものなのか!!!



昇給係数4の実施が当たり前だ!!!
満額獲得に向けてたたかおう!!!